

○復興庁告示第三号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百十二号）第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める区域を次のように定めたので、同令第十二条の三第五項及び第十七条の三第二項の規定に基づき、告示する。

令和三年四月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める区域は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項に規定する特定被災区域とする。